

千葉市環境審議会 環境保全推進計画部会
平成 19 年度第 3 回大気環境保全専門委員会

平成 19 年 10 月 29 日（月）10：00～

千葉市国際交流プラザ

議事録

【司会】

おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより平成 19 年度第 3 回大気環境保全専門委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席をいただきまして誠に有難うございます。

私、司会を務めさせていただきます、環境規制課の湯浅と申します。

よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、環境保全部長よりご挨拶を申し上げます。

【環境保全部長】

おはようございます。7 月の人事異動で志々目環境保全部長の後任になりました和田と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、当大気環境保全専門委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より、本市の環境行政の推進にあたり、ご指導・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この大気環境保全専門委員会も今回で三回目を迎えますが、これまで皆様方に（仮称）千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例制定のあり方について、慎重にご審議いただきましたが、この後パブリックコメント等の意見を踏まえまして、当委員会としての「意見・提案」をまとめて環境保全推進計画部会に報告させていただきたいと考えております。

今後の予定といたしましては、環境保全推進計画部会より条例制定のあり方について、答申をいただき、条例素案を作成した後、12 月議会に上程し、来年 4 月 1 日に施行するというスケジュールで作業を進めてまいりたいと考えております。委員の皆様方には、専門的な立場から忌憚のないご意見を賜り、ご審議いただければと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

前回の委員会までご審議いただいております、相原委員が都合により委員を辞職されましたので、環境保全推進計画部会長に新委員の推薦をいただき、新たに安藤様に委員を委嘱しましたので、ご報告するとともにご紹介いたします。

安藤委員です。

【安藤委員】

JFE 鋼板の安藤でございます。よろしくお願いいたします。

相原が突然の異動で遠方に行きましたので、その代役として仰せつかりましたけれども、私、今まで横浜におりまして、千葉市の状況がよくわからないのと、また VOC 関係も最近勉強したところでして、なかなかわからない点多いかと思えますけれども、一つ、よろしくお願いいたします。

【司会】

なお、委員の交代がありましたので、改めて会議の公開についてご説明申します。

本会議は、千葉市情報公開条例の規定に基づき「実施機関に置く附属機関及びこれらに類するものが行なう会議」として、公開が原則となっております。

議事録につきましても、議事録案を委員の皆様へ送付し、合意形成を図った後、発言者名を含め公表したいと考えておりますのでご了承をお願いいたします。

次に、お手元の資料について、ご確認をお願いします。

次第のほかに、資料 1 として、（仮称）千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例制定のあり方について（案）に対する意見・提案の募集の結果でございます。

資料 2 は、意見・提案に対する市の考え方（案）でございます。

最後に資料 3 は大気環境保全専門委員会から環境保全推進計画部会への報告（案）でございます。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、これより議事に入らせていただきますので、立本委員長、よろしくお願いいたします。

【立本委員長】

それでは、ただいまより議事に入らせていただきます。

まず、議題（１）ですけれども、（仮称）千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に係る条例制定のあり方について、その中で「ア 意見・提案の募集の結果」及び「イ 意見・提案に対する市の考え方について」でございます。それらについて、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料 1 （仮称）千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例制定のあり方について（案）に対する意見・提案の募集の結果について説明

資料 2 意見・提案に対する市の考え方（案）について説明

なお、この「意見・提案に対する市の考え方」につきましては、ホームページでの意

見・提案の募集結果では、環境審議会の考え方として掲載することになります。

以上でございます。

【立本委員長】

はい、ありがとうございます。この意見をいただいた方には、市の考え方はもう伝えているのですか。

【事務局】

いいえ、まだです。

【立本委員長】

それはどうするのですか。

【事務局】

この委員会で最終的にこの意見でいいということであれば、それから公表という形になります。

【立本委員長】

わかりました。ありがとうございました。

ただいまの説明について、何かご質問、ご意見などありましたらお願いいたします。

【中西委員】

質問の方なんですけれども、これは原文ですか。それともある程度、市の方でまとめたものですか。

【事務局】

全てそのままではございません。1つの意見を2つに分けて別々の考え方に分けたとか、同じような部分を少し削っているとかというようなところはありますが、ほとんど意見そのままでございます。

【中西委員】

質問の内容でわかりにくいものがあって、少し大変だったと思うんですけど、そういうわけで少し聞いたんですが。

例えば4の対象事業者及び対象施設についてですけれども、1番上の欄なんですけど、「洗浄工程と回収装置が直結している場合…」というこの箇所なんですけれども、以前あり方で提示された資料によりますと、この辺の意味合いがよく取れなかったというのがあります。あり方の中で7ページなんですけれども、この一番上の図-2に該当するような箇所ではないと思われます。この図から見ますと、洗浄工程と溶剤回収装置がつながってしまっていて、何を直結といっているのかということが不明であります。また、これについての市の考え方なんですけど、細かいことなんですけど、公開されるということならば、含有率をかけたではなく乗じたと変えたほうがよいと思います。あり方の方ではちゃんとそうなっています。

【立本委員長】

そのほか、どうもありがとうございました。今ご指摘がありました点につきましては、

修正をしていただきたいと思います。

この質問の内容については中西先生、大丈夫ですか。

【中西委員】

いずれにしても、最終的にはこの回答になるのだと思いますので、これでかまわないと思います。

【立本委員長】

そのほかありますか。

ちょっといいですか。

一番最初の 1 のところですけれども、健康被害ですけれども、この健康被害というのはどういう被害でどの程度のものかという被害の度合いというのはわかりますか。

特に今回これをどうこういうわけではないんですが、もし一般の方から問われたときにどうかなと思ひまして。

【環境調整課長】

ちょっと私からお答えさせていただきたいと思います。

一応、あり方の方の 4 ページの資料を見ていただきたいのですが、表の 1 - 2、下から 2 番目の表でございます。実際のところ、今回も議論するときにはこういう条例制定の立法事実としてどのくらい前のデータを拾うかというのは、一応議論したところでございます。光化学スモッグの健康被害は、ばらつきがございまして、平成 10 年度 164、その後に大きく出ているのが平成 16 年度に 69。これは 1 ヶ所の小学校での被害でございまして、集団的に出る場合がボンと出るということがございます。あと、細かなところで私も担当してきているのが平成 12 年度からでございますけれども、やはり小学校等に注意報が出ますと、「屋外での運動など控えるようにしてください。」といういわゆる市民の方には緊急通報のシステムあるいはファックス等で連絡しております。だいたいこの仕組みで動いてきていますので、市民の方の注意報に対しての意識はだいぶ強まってきているんじゃないかなという気はしております。

ただ、現実の問題ですね、制度として病院に行かれたという具体的な事情として私どもに報告があがってくるというのが少ないかもしれません。そういう面もありますので、今回まだまだ状況としては光化学スモッグの発令は今年も 6 回あるくらいですので、それから応じて健康被害が出ていないという状況を見て、この条例を作らないでもいいんじゃないかという結論にはならないということでご説明させていただくことは十分できると思います。

【事務局】

今言われました、健康被害の症状でございますけれども、目の刺激やのどの刺激等がありまして、目がチカチカするだとか、息切れ、それからのどの痛み、頭痛、そういう症状のことが言われています。

【立本委員長】

例えば、１６４人の中にはそういう方が全部入っているということですね。
そのほかございませんでしょうか。

【安藤委員】

初めの方でございますが、条例で千葉市と船橋市が適用除外とされておりますという書かれ方をされているんですが、わからない方が見ますと、条例で決められているからそうしてるんだよというふうに思ってしまうんですが、何か根拠といたしますか、この二市が千葉県の条例から省かれたその理由というものは、何かもうちょっと明確なものがあるんでしょうか。

【事務局】

千葉市と船橋市は炭化水素対策指導要綱を独自で持っているというのが理由の一つにあります。それと、中核市以上の場合の地方自治の関係から条例は自主条例でやるという大きな流れの中でも捉えられるというふうに聞いております。この二点が大きな理由でございます。

【立本委員長】

よろしゅうございますか。

そのほか、ございませんでしょうか。特にそのほかないようですと、ただいまの意見、提案につきましての市の考え方については、一部わずかな修正がございます。それを直していただいて、環境保全推進計画部会へ報告させていただきたいと思っておりますけれども、それでよろしゅうございますか。

【桑波田副委員長】

このご意見は、お二人の方が意見を出されて 21 の質問があったということで理解してよろしいのでしょうか。その案を条例を作りますということでパブリックコメントにかけられたと思いますが、広報はどのようにされましたか。市民から見まして、この質問している方は市民じゃないと思いました。きっと対象になるのは小学生の子供たちとか、さっき高瀬調整課長がおっしゃいましたように、光化学スモッグは出ているんだけど、対応がとても学校とか取り込みが早いので、野外に出なかったり、プールを禁止したり、そういう処置をしているので健康被害というのは少なくなっている、その部分はとても良いなと思うんですけれども、光化学スモッグがなくなるわけではないので、市民に対してのそこら辺の広報というか呼びかけというのはどんなふうになされているのかな、と思います。このご意見の広報です。

【事務局】

今のご意見なんですけれども、この後の議題のところにその内容が詳しく書いてあります。第２回の委員会のときに意見がございましたので、この後の議題のところに含まれております。

【桑波田副委員長】

わかりました。

【事務局】

修正するところがございますけれども、確認でございます。4 ページの 4 番の市の考え方のところで、「取扱量に揮発性有機化合物含有率をかけたもの」でなく「乗じたもの」に訂正させていただきます。安藤委員さんから出ました、1 ページ目の条例制定の必要性及び意義についてのところで、一番最初のところがございますけれども、「千葉県の条例では千葉市および船橋市が適用除外とされておりますので」というところで、これはもう少し記述した方がよいのでしょうか。例えば、「千葉市および船橋市の区域については、大気汚染防止法に基づき、VOC 排出施設の届出、立入検査等の事務が委任されていること、及び地方分権推進の観点から両市の区域の施設については、両市で指導すべきものと判断する」ということでございますけれども、その辺の記述を書き加えた方がいいのかどうか。

【立本委員長】

いかがですか、安藤委員。

【安藤委員】

私としては今の方がずっとわかりやすいと思います。

【立本委員長】

では、今のところを加筆して、訂正をお願いします。

そのほか。では、一部今確認しました二箇所について加筆、訂正をして環境保全推進計画部会へ報告させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして議題 1 の「ウ 大気環境保全専門委員会から環境保全推進計画部会への報告について」でございます。

前回の専門委員会で、たたき台として出された「大気環境保全専門委員会の主要な意見」でございますが、専門委員会での意見等で修正されたものがございます。事務局のほうで用意していただいておりますので、それを審議したいと思います。よろしゅうございますか。

では、説明をお願いします。

【事務局】

資料 3 大気環境保全専門委員会から環境保全推進計画部会への報告について説明

【立本委員長】

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明について、先程の件については、どうですか。

【桑波田副委員長】

先んじてしまい、失礼しました。

私もここの中に意見を入れていただきました。制定されるまでに日数が結構かかるん

だなんて思ったんですけど、2 番目のところとか、前少しお話をさせていただいた部分を入れていただいていると思います。

やはり表彰制度というのがあれば、一部の企業にとっては、二重的な規制が入っていると聞いておりますので、ベストプラクティスとか、表彰に関する公表というところを入れていただいているので、それに関しては、私は今のところ特にありません。

【立本委員長】

そのほか、何か。

一つだけ。4 番のところのベストプラクティスという言葉は、企業だとかあるいは県の方でもずいぶん使われている言葉なんでしょうか。

例えば、企業の方でこの言葉を絶えず使っておられるならば、もし使っておられないならば、そこに言葉として最適な実施例というのが出ているから無くてもいいかなって思ったりしますけど、いかがでしょうか。あった方がいいですか。

【桑波田副委員長】

それが一般用語としてなら。

【立本委員長】

企業だとかそういうところで、ベストプラクティスという言葉、あるいは、県の中でも常時使われているならば、残しても…。一般人はたぶんすぐわからないと思いますね。一般の方は最適な実施例の方がわかりやすいからどうかな、とこう思ったのですが、もし企業の方が使っておられるなら、残さないといけないですが。

【松川委員】

申し訳ないですけども、我が社だけのお話、あまりベストプラクティスっていう言葉は使っていないです。私どもの会社では。

【安藤委員】

弊社でもおそらく使っていないと思います。申し訳ございません。ただ、教科書等には良く出ています。

【事務局】

では、取ります。削除します。

【立本委員長】

やっぱり一般の方にわかる方がいいかな。ではそこは削除で、中西先生よろしいですか。

【中西委員】

私は、ちょっとこれは英語の内容なのでお任せいたします。

【立本委員長】

それでは、そこは削除してください。そのほか何か。

【松川委員】

3 項なんですけれどもね、「条例の施行に当たっての詳細な規則等の制定、及び条例

の運用に当たっては、関連する県条例との整合が図られるように努めること」と。

これは、私がお願いをしてこの項目を入れていただいたと思うのですが、先程の意見・提案の募集の結果の中で、おそらくこの方は市民というか、一般の市民の方ではなく、どちらかという私どものような事業者側の立場の方。その中で第5項でいろいろと炭化水素対策指導要綱とか公害防止協定との関係、条例との関係を書いていらっやって、ここの「県条例との整合が図られるよう」という、この県条例という言葉に固定せずに、具体的に言えばこの方は公害防止協定と炭化水素対策指導要綱のことを書かれているんですけど、その辺を含めた格好で書いていただければなど。私どもの会社は、公害防止協定の工場ではなかったものですから、そういう観点で考えられなかったので、県条例ということはこの間お願いしてお話したと思うのですが。

【立本委員長】

いかがですか。どういう文言にしますか。先程、公害防止協定のとはちょっと違うという説もあったりしましたが。

【事務局】

要綱につきましては条例が制定されますと廃止されますので、協定の絡みだけになってくると思います。

ここに書いてございます関連する県条例と千葉市の方で作る条例につきまして皆様から、関連する県条例との整合が図られるよう努めなさいというご意見をいただきました。現在もうすでに県条例につきましては9月21日に議会に上程し、10月10日可決成立、10月19日に県条例及び条例に関する施行規則まで含めまして公布されております。それとの整合をできるだけ図りなさいというご意見だと思います。

今出ました三者協定に関する問題ですけれども、この問題に関しましては、千葉市と千葉県と協定を締結している工場との間で何をどうしていきましょうかと。先程のご意見のところでもありましたけれども、現在、炭化水素対策指導要綱に準じた形で協定上で皆さんにご協力をいただいているいろいろな施策を進めていますが、要綱を廃止してVOCの条例に移行するのであれば、協定の方も考えてくれないかということだろうと思われま。これにつきましては、千葉市、千葉県、企業の三者で結んでおりますので、この三者の中で協議をしていまいしょうという形で、先程の21項目の質問に対する市の考え方として取りまとめをさせていただいておりますので、ここで条例等の中に入れるというのはちょっと難しいかなというふうに思います。ここはあくまでも条例について。条例を施行するにあたっては先程の21項目の方でも市の考え方で協議事項としていきたいという意見を入れさせていただいておりますので、その中で動いていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【松川委員】

わかりました。

【立本委員長】

そのほか何かございませんか。

それでは、少し修正等がございましたけれど、それを修正していただいて本専門委員会の主な意見といたしまして、ただいまご説明が別紙に書いていただいていますことを主な意見として、環境保全推進計画部会へ報告させていただきたいと思います。それでよろしゅうございますかね。一部訂正がございましたけれども、それを訂正させていただいて報告をさせていただきます。

そのほか、以上で主な議題は終わったかと思えますけれども、その他につきまして何か皆さんの方でご意見等ございましたらお受けしますけれども。無いようですと事務局の方、なにか。

【事務局】

本専門委員会の開催につきましては今回が最後ということになりますけれども、短期間での集中審議本当にありがとうございました。

本委員会のご審議の結果につきましては、本日午後、開催されます環境保全推進計画部会に報告されまして、了承いただいた後、答申ということになります。

また、今後のスケジュールでございますが、先程部長からも言いましたけれども、環境審議会の答申を踏まえまして、条例案を作成することになります。その後、条例案を12月議会に上程いたします。それから条例案が成立後、公布いたしまして、一部、目的・定義・指針の部分については施行となりますけれども、残りの部分は平成20年4月1日に施行する予定でございます。

なお、指針につきましては、1月にパブリックコメントを実施する予定でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

【立本委員長】

ありがとうございます。

ただいま言い忘れましたけれども、修正をしていただいた文書を今すぐできないでしょうから各委員の方に送ってください。ベストプラクティスを削除した文章や乗じたという文章に訂正になりますので、そのことについては本当なら正式なのをここでお見せしなければいけないわけですが、午後すぐ報告時間なので、各委員に渡せないのでも各委員に送ってください。そういうことで了解を得ることにいたします。

それでは、以上をもちまして、第3回大気環境保全専門委員会を終了いたします。

長い間ありがとうございました。皆さんの貴重な意見をこの審議の中に付け加えさせていただいて、立派なのができたとします。ぜひともさらにご協力のほどお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

【事務局】

事務局の方から最後に一言申し上げます。本日の会議の議事録でございますが、先程申し上げましたように、公開の対象になっておりますので、後日、本専門委員会の議事録案を送付させていただきます。

委員の皆様には、その議事録案の御確認をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

ありがとうございました。

【司会】

立本委員長、どうもご苦勞様でした。

皆様には、長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。